商品概要説明書－りそな通知預金－

2026年4月1日現在

項　目	内　　容
1.商品名	りそな通知預金
2.ご利用者	どなたでもご利用いただけます。
3.期間	定めはありません。 ただし、7日間の据置期間が必要です。
4.預入方法	現金、小切手その他の証券類、他の預金口座からの振替でお預入れいただけます。 なお、証券類の場合はその証券類の決済日が預入日となります。 ただし、他行（りそな銀行・関西みらい銀行・みなと銀行を除きます。以下同じ）を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。
預入金額	5万円以上、1円単位
5.払戻方法	据置期間（7日間）経過後に、お利息とともにお支払いいたします。 ただし、解約する日の2営業日前までにご通知ください。
6.利息	
(1)適用利率	当社の店頭に表示する毎日の「通知預金」の利率を適用します。
(2)利払時期	解約日に元金とともにお支払いいたします。
(3)利息計算方法	1年を365日として日割計算します。（付利単位：1万円）
7.税金	● 法人のお客さま：総合課税 ● 個人のお客さま：20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）の源泉分離課税 マル優の場合を除く
8.手数料	ございません。
9.付加できる特約事項	マル優の取扱対象商品となります。（非課税限度額：最高350万円）
10.当社(取引銀行)が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
11.その他ご留意いただく事項	① この預金は、預金保険制度の対象となります。 ② 据置期間中に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息を元金とともにお支払いいたします。 ③ 本商品は、2021年9月21日より、新規取扱を中止しております。 ④ この預金は「通知預金規定」によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。

埼玉りそな銀行